別紙様式第十一の六中「酒類販売管理者」を「受講者」に、「受講希望日」を「受講希望年月日」に改め、同別紙様式に次のように加える。

4　酒類販売管理研修の最終受講年月日及び研修実施団体の名称

（備考）　4に掲げる事項は、過去に酒類販売管理研修を受講したことがある場合にのみ記載する。

別紙様式第十一の六を別紙様式第十一の五とする。

別紙様式第十一の七中「第86条の9第5項」を「第86条の9第1項（第6項）」に、「酒類販売管理者」を「受講者」に改め、「、住所及び生年月日」を削り、「受講日」を「受講年月日」に改め、同別紙様式を別紙様式第十一の六とする。

別紙様式第十一の八中「第86条の9第5項」を「第86条の9第1項」に改め、同別紙様式を別紙様式第十一の七とする。

別紙様式第十一の九を別紙様式第十一の八とし、同別紙様式の次に次の別紙様式を加える。

別紙様式第11の9

平成　年　月　日

財務大臣　殿

住所
届出者
氏名（名称）　印

酒類販売管理者選任（解任）届出書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第4項の規定により、下記のとおり酒類販売管理者の選任（解任）について届け出ます。

記

1　販売場の名称及び所在地
2　酒類販売管理者の氏名、住所及び生年月日
3　酒類販売管理者の役職名等
4　酒類販売管理者の選任（解任）年月日
5　酒類販売管理研修の受講年月日及び研修実施団体の名称
6　雇用期間
7　従事させる業務内容
8　解任の理由

（備考）

1　「雇用期間」欄には、雇用期間の定めがない場合は、雇用した年月日を記載する。
2　選任届出書は、8に掲げる事項の記載は要しない。
3　解任届出書は、5から7に掲げる事項の記載を要しない。
4　酒類販売管理者の選任及び解任を同日付で行つた場合にあつては、選任及び解任した酒類販売管理者に関し、2及び3に掲げる事項について併記し届け出ることができる。

別紙様式第十七中「抜すい」を「抜粋」に改め、「酒類販売業者」の下に「若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者」を加え、「（電磁的方式）」を「（電子的方式）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十七号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（酒類販売管理研修に係る経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）前に改正法第二条の規定による改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十六条の九第五項に規定する酒類の販売業務に関する法令に係る研修（以下この条及び次条において「旧酒類販売管理研修」という。）を受けている者が、改正法附則第五条第一項の規定により改正法第二条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（次条において「新法」という。）第八十六条の九第一項の規定による酒類販売管理者として選任されたものとみなされた場合において、施行日以後六月を経過する日前に、当該旧酒類販売管理研修を最後に受けた日以後三年を経過する日が到来するときは、施行日から施行日以後六月を経過する日までの間における同条第六項の規定の適用については、同項中「財務省令で定める期間ごと」とあるのは、「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十七号）の施行の日から六月を経過する日まで」とする。

（標識の掲示に係る経過措置）

第三条　新法第八十六条の九第一項に規定する酒類小売業者が同条第九項の規定により標識を掲げる場合において、改正法附則第五条第一項の規定により選任されたものとみなされた酒類販売管理者（以下この条において「酒類販売管理者」という。）が施行日前に旧酒類販売管理研修を受けていないときは、施行日から当該酒類販売管理者が新法第八十六条の九第一項に規定する酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた日までの間における同条第九項に規定する財務省令で定める事項は、この省令による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（附則第五条において「新規則」という。）第十一条の十八第二項の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。

一　酒類販売管理者の氏名
二　販売場の名称及び所在地

（経過措置に関する権限の委任）

第四条　改正法附則第五条第三項及び第四項に規定する財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。

（様式に係る経過措置）

第五条　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（第三項において「旧規則」という。）別紙様式第十一の五から第十一の九までの各様式（次項において「旧別紙様式」という。）は、それぞれ、新規則別紙様式第十一の五から第十一の九までの各様式とみなす。

2　この省令の施行の際現に存する旧別紙様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3　旧規則別紙様式第十七による検査票は、当分の間、新規則別紙様式第十七による検査票とみなす。

○財務省令第三十三号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の特例を定める省令を廃止する省令

平成二十九年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の特例を定める省令を廃止する省令

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の特例を定める省令（平成二十四年三月二十六日財務省令第十六号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十四号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六号）の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎